

## 知多北部広域連合決裁規程

(平成11年6月1日 訓令第1号)

改正 平成13年3月30日訓令第1号

改正 平成18年3月28日訓令第1号

改正 平成19年3月 2日訓令第1号

改正 平成21年4月30日訓令第1号

改正 平成28年7月 7日訓令第3号

改正 平成29年2月27日訓令第1号

改正 令和 2年2月20日訓令第1号

改正 令和 2年7月27日訓令第3号

改正 令和 7年4月 1日訓令第1号

### (趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、広域連合長の権限に属する事務の専決、代決その他事務処理について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 広域連合長、広域連合長の権限の受任者又は専決権限を有する者（以下「決裁権者」という。）がその権限に属する事務の処理について、最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、広域連合長の責任において、常時広域連合長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁権者が不在の場合、あらかじめ認められた範囲内で一時当該決裁権者に代わって決裁することをいう。
- (4) 不在 旅行その他の理由により決裁権者に差し支えがあって決裁できない状態にあることをいう。

### (決裁の順序)

第3条 事務は、原則として、主務係長の意思決定を受けた後、順次直属上司の意思決定及び関係課長の合議を経て、決裁権者の決裁を受けなければならない。

(選任副広域連合長の専決事項)

第4条 選任副広域連合長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1及び別表第2に定める選任副広域連合長の決裁区分に属する事項に  
関すること。
- (2) 前号に定める事項のほか、次に掲げる事項以外の重要な事項に関する事項。
  - ア 広域計画の作成及び変更に関する事項。
  - イ 広域連合の行政運営に関する一般方針の確立に関する事項。
  - ウ 特に重要な事業計画の樹立及び実施方針に関する事項。
  - エ 儀式及び表彰に関する事項。
  - オ 各執行機関の総合調整に関する事項。
  - カ 議会の招集、議案の提出その他広域連合議会に関する事項。
  - キ 特に重要な請願及び陳情に関する事項。
  - ク 特に重要な不服申立て、訴訟、和解及び調定に関する事項。
  - ケ 条例、規則、訓令その他重要な例規の制定及び改廃に関する事項。
  - コ 特に重要な許可、認可その他行政処分に関する事項。
  - サ 予算編成及び決算の確定に関する事項。
  - シ 職制に関する事項。
  - ス 職員の賞罰及び賠償に関する事項。
  - セ その他特に重要な事項に関する事項。

(事務局長及び課長の専決事項)

第5条 事務局長及び課長の専決事項は、別表第1及び別表第2に定める決裁区分  
に属する事項とする。

(承認による専決事項)

第6条 選任副広域連合長、事務局長及び課長は、前2条によりその専決事項とさ  
れていない事項であっても、その性質が轻易に属し、これに準じてよいと認めら  
れるものは、あらかじめ上司の承認を得て専決することができる。

(専決の委譲)

第7条 事務局長は、特に重要な事項及び総合的な調整を必要とする事項を除き、  
専決の権限を次長に委譲することができる。

2 課長は、重要な事項及び調整を必要とする事項を除き、主幹に分担処理させる

事務について、専決の権限を主幹に委譲するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、事務局長及び課長は、上司の承認を得て、軽易又は定例的な事務について、専決の権限を所属職員に委譲することができる。
- 4 前3項の規定により専決の権限を委譲された者が不在のときは、当該専決の権限を委譲した者が決裁するものとする。

(専決の制限)

第8条 この訓令に定める専決事項であっても、特命事項、重要若しくは異例と認められる事項、新たな事項又は規定の解釈上疑義がある事項は、上司の指示を受けなければならない。

(代決)

第9条 次の表の左欄に掲げる職にある者が不在のときは、同表の右欄に掲げる職にある者がその事務を代決する。この場合において、代決する順位は、同欄に掲げる順位とし、同欄に掲げる職にある者が2人以上あるときは、決裁権者があらかじめ指名する順位とする。

決裁権者	代決する者
広域連合長	選任副広域連合長、事務局長
選任副広域連合長	事務局長、次長、課長、主幹
事務局長	次長、課長、主幹、課長補佐
課長	主幹、課長補佐、係長

- 2 前項の規定により主幹が代決することができる事務は、当該主幹が分担処理する事項に限るものとする。

(代決の制限)

第10条 前条の場合であっても重要な事項、異例若しくは疑義のある事項又は新たな事項は、代決することができない。ただし、その処理についてあらかじめ指示を受けたもの又は緊急やむを得ないものについては、この限りでない。

(後閲)

第11条 代決した事項については、速やかに当該事務の決裁権者の後閲を受けなければならない。ただし、定例的なものその他軽易な事項については、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成13年訓令第1号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年訓令第1号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第1号）

1 この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

2 改正後の知多北部広域連合決裁規程別表の1の表及び2の表の規定は、この訓令の施行の比（以下「施行日」という。）以後に起案するものから適用し、施行日前に起案したものについては、なお従前の例による。

3 改正後の知多北部広域連合決裁規程別表の3の規定は、平成21年度予算に係るものうち施行日以後に起案するものから適用し、平成20年度予算に係るもの及び平成21年度予算に係るものうち施行日前に起案するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年訓令第3号）

この訓令は、平成28年7月7日から施行する。

附 則（平成29年訓令第1号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年訓令第3号）

この訓令は、令和2年7月27日から施行する。

附 則（令和7年訓令第1号）

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の知多北部広域連合決裁規程別表第1の3表の規定は、令和7年度以後の予算に係る支出事務について適用し、令和6年度までの予算に係る支出事務については、なお従前の例による。

別表第1（第4条、第5条関係）

1 庶務関係

決裁区分 決裁事項		広域連合長	選任副広域 連合長	事務局長	課長共通	備 考
府 中 連 絡 会 議	広域連合会議	招集、案件				
	関係市町副市町 長会議		招集、案件			
	関係市町部課長 会議			招集、案件		
	事務局課長会議			招集、案件		
事務引継			事務局長	次長、課長、 主幹	課長補佐以下	
公 印		事故	作成、改廃			
文 書 の 処 理	文書の收受				課における文 書の受理	
	報告、照会、 回答、通知 等	特に重要な 報告、照会、 回答、通知、 申請、進達、 副申その他 これらに類 するもの		重 要 な 報 告、照会、 回答、通知、 申請、進達、 副申その他 これらに類 するもの	軽易又は定例 的な報告、照 会、回答、通 知、申請、進 達、副申その 他これらに類 するもの	
	証明、閲 覧			異例なもの	原簿による諸 証明、閲覧そ の他定例的な もの	
	その他の 文書	出版物の刊 行			①所管事務に ついての関 係者の呼出 し、及び通 知 ②原簿、台帳 等の作成及 び記載の確 認 ③例規類集、 統計書等の 出版物の贈 与	
	文書の管理				①文書分類表 の作成 ②完結文書の 整理、保存 及び廃棄	
公示、令達		重要なもの	異例なもの		軽易又は定例 的なもの	総務課長に合 議すること。

土 地 建 物	登記、地目変更			①不動産及び動産の取得に伴う登記 ③土地の分筆、合筆及び地目変更		
	土地の測量	土地の立入測量		土地の立入測量の実施		
	施設の管理		目的外の使用許可で5日以上のもの	①目的内の使用許可 ②目的外の使用許可で5日未満のもの		
そ の 他	儀式、表彰、展示会、協議会等の行事		①特に重要なもの ②異例なもの		軽易又は定例的なもの	
	講習会、研究会等の開催			①特に重要なもの ②異例なもの	軽易又は定例的なもの	
	関係各種団体の設立、加入、解散及び後援	重要なもの		軽易なもの		
	関係各種団体との連絡、調整及び指導		特に重要なもの	重要なもの	軽易なもの	
	要望及び陳情の回答	特に重要なもの		重要なもの	軽易なもの	総務課長に合議すること。
	広域連合長代理人の選定	訴訟、仮処分、行政代執行等の事件				
	情報公開		開示請求に対する決定等			
	個人情報保護		開示・訂正・削除請求に対する決定等			

## 2 人事関係

決裁区分 決裁事項		広域連合長	選任副広域 連合長	事務局長	課長共通	備 考
職 制					所属職員の事 務分担	
任 免 〔任用、退職、異動、 出勤停止、休職〕		全職員(短時間 勤務会計年度 任用職員を除 く。)		短時間勤務 会計年度任 用職員		
年次有給休暇その他の休暇等		職務に専念する 義務の免除	事務局長	次長、課長、 主幹	課長補佐以下	
		年次有給休暇そ の他の休暇等の 付与等	事務局長	次長、課長、 主幹	課長補佐以下	①欠勤、病気 休暇及び特 別 休暇(分べ んに限る。) につい ては、総務課 長に合議す ること。 ②主幹以上で 1月以上に わたるもの につい ては、広域連 合長の承認 等を受ける こと。
服 務	時間外、休日、 特殊、夜間等の 勤務命令		事務局長	次長、課長、 主幹	課長補佐以下	
	当直の勤務命令				全職員	
	出勤簿の管理				全職員	
	営利企業等の従 事制限		全職員			
	職員章等の交付				全職員	
	身分上の諸届の 処理				全職員	
	旅 行 命 令	国 内	選任副広域 連合長	事務局長	次長、課長、 主幹	課長補佐以下
		国 外	選任副広域 連合長	全職員(選 任副広域連 合長を除 く。)		

給 与 手 当	給 料	特別昇給	全職員			
		定期昇給		全職員		
		支給			全職員	
	手 当	扶養、通勤、児童及び住居手当の認定			全職員	
		その他の認定		特殊なもの	特殊なものを除くもの	「特殊なもの」とは給与の算定基礎が明らかでないものをいう。例えば勤勉手当等の類のものである。
	支給				全職員	

### 3 財務関係

決裁区分 決裁事項		広域連合長	選任副広域連合長	事務局長	課長共通	備考
収 入 事 務	調定決議書（調定変更決議書を含む。）				～	
	寄附の受納	～				
	国、県支出金等の申請	3,000を超える	3,000以下	1,500以下	300以下	
	国、県支出金等の請求				～	
	財産の契約	①土地及び建物の売却 ②不動産の信託の受益権の売却		①土地及び建物の貸付け ②不動産の信託	～	
	分担金及び負担金の割当て			異例なもの	定例的なもの	
	督促、催告				～	
	減免	異例なもの			軽易又は一般的なもの	

			①差押物件の公売公告 ②差押物件の換価処分	差押処分	①徴収猶予及びその取消し ②差押の解除 ③交付要求 ④徴収の嘱託及び受託 ⑤差押物件の売却通知 ⑥過誤納整理		
	滞納処分の執行停止、不納欠損処分		①不納欠損処分 ②滞納処分の執行停止				
納期限の延長				~			
過誤納の充当					~		
その他の収入	3,000 を超える	3,000 以下	1,500 以下	300 以下			
収入更正調書					~		
歳入還付調書					~		
歳入歳出外現金及び基金の受入れ					~		
支 出 事 務	予算執行伺 契 約 (予定 価格・ 制限価 格を含 む。)	工事請 負 費 (工事 委託料 を 含 む。)	3,000 を超 える	3,000 以下	1,500 以下	300 以下	①予算執行伺 は、「執行予 定金額」の 総額で区分 すること。 ②契約は、「契 約金額」で
	食糧費		20 を超える	20 以下	10 以下		

	む。)、 支出負 担行為 決議書 (支出 負担行 為変更 決議書 を含 む。)、 支出更 正調書	上記以 外	①1,000 を 超える ②災害補償 費 ③公有財產 購入費 ④貸付金 ⑤自動車事 故損害賠 償金、施 設事故損 害賠償金 ⑥投資及び 出資金 ⑦寄附金 ⑧繰出金	1,000 以下	500 以下	①150 以下 ②報酬、給料、 職員手当 等、共済費 ③旅費 ④燃料費、光 熱水費 ⑤通信運搬費 ⑥図書 ⑦長期債元 金、長期債 利子、一時 借入金利子 ⑧精算返納 金、過誤納 還付金、過 誤納還付加 算金 ⑨積立金 ⑩公課費	区分するこ と。 ③予定価格・ 制限価格 は、「執行予定金 額」で区分 すること。 ④支出負担行 為決議書は、 債権者ごと の契約金額 で区分する こと。 ⑤支出負担行 為変更決議 書は、変更 後の金額で 区分するこ と。 ⑥支出更正金 額は、更正 先の金額で 区分するこ と。
	支出負 担行為 兼支出 調書、 支出調 書、精 算調 書、公 金振替 調書	食糧費			10 を超える	10 以下	①金額は、債 権者ごとの 支出金額で 区分するこ と。 ②精算調書で 同額精算の ものは、課 長決裁とす ること。 ③公金振替調 書(控除振 替)は、課 長決裁とす ること。
		食糧費 以外			1,500 を超 える	①1,500 以下 ②負担金 ③支出負担行 為決議書の 決裁区分が 課長共通の もの	
	戻入調書					~	
	歳入歳出外現金 及び基金の払出し			1,500 を超 える	1,500 以下		

契約事務	設計仕様の決定 (一部変更を含む。)	特に重要な もの	重要なもの		①軽易なもの ②設計書、仕様書等の審査	
	工期及び納期の延長	年度を越える	30日を超える	30日以下	15日以下	
	検査、監督			①支出負担行為で事務局長決裁以上のものに係る検査員の任命 ②支出負担行為で事務局長決裁以上の工事及び工事用資材の検査の報告 ③支出負担行為で事務局長決裁以上の調査、測量及び設計委託業務の検査の報告	①監督員の任命 ②工事の監督確認 ③工事現場代理人、主任技術者（監督技術者）及び専任の主任技術者の承認 ④支出負担行為で課長決裁のものに係る検査員の任命 ⑤事務局長決裁に係る検査以外のもの の検査の報告	
	業者の決定等				指名業者選定の原案	制限付一般競争入札、指名競争入札及び随意契約による見積徴収の参加業者の決定は、予算執行伺又は支出負担行為決議書の決裁区分によること。

	財産の用途変更等	用途廃止の決定	用途変更の決定		①物品の不用決定 ②引継ぎ	
	一括購入品の払出請求				～	
	物品の受入れ、及び払出し				～	
そ の 他	①重要なもの ②異例なもの	定例的なもので重要なもの			定例的なもので軽易なもの	

## 備考

- 1 数字で特に表示がないものは、金額（単位は万円）を示す。
- 2 「～」は、金額の制限がないものを示す。
- 3 予算執行伺等の「執行予定金額」は、設計金額その他予定価格の決定の基礎となる金額による。
- 4 単価契約に係るもの「執行予定金額」は、次による。
  - (1) 予算執行伺及び予定価格 当該年度の執行予定数量に予定価格の決定の基礎となる金額を乗じて得た額
  - (2) 契約 当該年度の執行予定数量に契約単価を乗じて得た額
  - (3) 支出負担行為決議書、支出負担行為兼支出調書及び支出調書 執行数量に契約単価を乗じて得た額
- 5 予算執行伺、契約、支出負担行為決議書（支出負担行為変更決議書を含む。）及び支出更正調書で、事務局長決裁以上のものについては、総務課長に合議するものとする。

別表第2（第4条、第5条関係）

主務課 の区分	主務係 の区分	専決事項	決裁権者			備 考
			選任副広域 連合長	事務局長	課 長	
総務課	庶務係	職員の身分、 給与その他人事				
		公平委員会事務			県人事委員会 との連絡調整	
		公務災害補償事務			① 県と の連絡調整 ② 請求 等の手続き	事故報告は 広域連合長
		共済組合			①加入・変更・ 脱会等各種 手続き ②共済組合議 会	
		職員福利厚生			① 健康 診断の実施 ② 人間 ドックの実 施	
		職員研修		異例なもの の実施	定例的なもの の実施	
		予算、決算その 他財務				
		一時借入金		借入れ申込み	元利償還	
		予 算		財政状況の 公表	① 予算執行計 画及び予算 配当の決定 及び変更 ② 予算執行計 画の調整及 び指導	
		財産（基金を 含む。）の管理 及び処分			① 財産 台帳の整備 ② 基金 台帳の整備	
		情報公開審査会	招集、案件			
		個人情報保護 審議会	招集、案件			
		行政不服審査会	招集、案件			

		他の課・係の所管に属しないもの			
		事務所管理		①事務所の設備（電話、電気等）の使用の調整及び規制 ②電話及び電灯の架設、移転及び設備変更	
		集中管理物品	公用車の職員以外の使用許可	① 庁用物品の管理 ②公用車の管理	
広域調整係	広域計画	基本施策に及ぼす影響の少ない広域計画の調整		広域計画の基礎的な調査及び資料収集	
	広域連合会議	関係市町副市町長会議における調整	関係市町部課長会議における調整		
	広報		①広報活動の実施 ②新聞、放送、その他報道機関との連絡（軽易なもの） ③広域連合長への手紙	①新聞、放送、その他報道機関との連絡（軽易なもの） ②広報資料の交換、収集	
	介護保険サービスの提供基盤整備方策の検討		検討のための調整	検討のための基礎的な調査及び資料収集	
	関係市町との連絡調整	特に重要な事項の調整	重要な事項の調整	定例的な事項の調整	

事業課	資格管理係	被保険者の資格管理（取得・異動・喪失）			①資格取得喪失届の処理 ②住所地特例の処理 ③適用除外の処理	
		被保険者証の交付及び更新			①被保険者証の交付 ②被保険者証の更新	
		保険料の賦課		審査請求に 関すること。	①賦課決定 ②賦課額の更正に 関すること。 ③随時賦課の 納期の決定	
		保険料の徴収			①徴収方法の 指定に 関すること。 ②公示送達に 関すること。 ③保険料の還付 充當に 関すること。	
		保険料の督促 及び滞納処分			①督促に 関すること。 ②催告に 関すること。	
		保険料の減免			減免、徴収猶予 の決定	
		電子計算機シ ステムの運用 管理		特に重要な システム開 発の決定	①システム変 更の決定 ②システム開 発の決定	
		電子計算機の オペレーション			システム運用時 間の決定	
	認定係	電子計算機の ネットワーク			①ネットワーク 範囲の決定 ②ネットワーク 方法の決定	
	認定係	要介護・要支 援認定			認定申請に 係る決定	

	介護認定調査員の確保及び調整			①調査委託に関すること。 ②調査員研修（介護支援専門員研修を含む）	
	主治医の意見書			①情報提供に関すること。 ②主治医との連絡調整に関すること。	
	介護認定審査会の運営	委員の選任	①審査会（全体会）の開催 ②委員研修	審査部会の開催	
	受給者台帳の作成管理			受給者台帳の作成管理に関すること。	
	要介護認定等に関する情報開示・提供制度		情報開示に関すること。	情報提供に関すること。	
給付係	介護保険事業計画	基本施策に及ぼす影響の少ない事業計画の調整		事業計画の基礎的な調査及び資料収集	
	介護保険事業計画推進委員会	委員の選任	①委員会の開催 ②専門部会の開催		
	保険給付			①支給決定 ②利用者負担に関する減額・免除認定 ③サービス計画の管理に関すること。 ④給付制限に関すること。 ⑤受領委任事業者の決定	

	特別給付及び 保健福祉事業		①支給決定 ②給付制限に関すること。	
	第三者行為求 償事務		①第三者行為による被害届の受理 ②求償事務の依頼	
	介護保険サー ビス	特に重要な サービス事 業者の指導 事項	①サービス事 業者連 絡会議の 開催 ②サービス事 業者の 指導・監督 に 関 する こと。 ③サービス事 業者の 指定更新	①サービス事業 者との連絡調 整 ②介護保険サー ビスに関する 許認可
	地域支援事業		連絡会議の 開催	連絡調整に 関 する こと。